

別紙

就職チャレンジ支援事業における受講奨励金の取扱いについて

1 照会の趣旨

東京都では、本年8月から就職チャレンジ支援事業（以下「本件支援事業」という。）を実施している。本件支援事業は、正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを目的としている。

そこで、以下の事実関係において、本件支援事業に基づき一定の要件を満たす者に対して支給される「受講奨励金」は、所得税法上「雑所得」に該当するものと解してよろしいか。

2 事実関係

- ・ 本件支援事業は、就職チャレンジ支援事業実施要綱第3条に定める要件を満たす者を対象に、職業訓練の機会を提供するとともに、職業訓練期間中の生活費として「受講奨励金」を支給するものである。なお、職業訓練に関する授業料（受講に必要なテキスト代を含む。）は無料である。
- ・ 本件支援事業において、職業訓練の受講を希望する者は、区市町村へ利用申込書兼確認書を提出し、区市町村がその審査を行い、支援が必要であると認めた場合は、確認印を押印した確認書を交付する。
- ・ 受講奨励金の支給期間は、最長6か月間であり、大半は3か月程度になると想定している。
- ・ 受講奨励金の支給対象人数は、初年度で1,900人、3年間で6,500人程度になると想定している。
- ・ 受講奨励金の支給金額は、主として1日当たりの単価（約5,000円）に訓練日数を乗じて算出された金額と旅費相当額の合計額で、一人当たり月15万円程度になると想定している。
- ・ 受講奨励金は、法令・条例に基づくものではないが、東京都が定める要綱（別添「就職チャレンジ支援事業実施要綱」及び「就職チャレンジ支援事業受講奨励金支給要綱」参照）に基づき支給するものである。

3 事前照会者の求める見解となることの理由

(1) 非課税所得（学資に充てるため給付される金品）について

学資に充てるため給付される金品は、非課税所得とされている（所法9①十四）。

本件支援事業では、職業訓練に必要な授業料やテキスト代が無料となっていることから、受講奨励金は「学資に充てるため給付される金品」には該当しないものとする。

なお、職業訓練に必要な授業料やテキスト代を負担しないことによる経済的利益は、学資に

充てるため給付される金品に該当し、非課税所得に当たるものとする。

(2) 給与所得について

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいうものとされている（所法 28①）。

本件の受講奨励金は、職業訓練期間中の生活費として支給されるものであり、職業訓練に基
因した雇用契約又はこれに類する労務関係に基づいて支給されるものではないから、給与所得
には該当しないものとする。

(3) 一時所得について

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所
得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の
所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいうものとさ
れている（所法 34①）。

受講奨励金は、継続的（最長 6 か月）に支給されるものであるから、一時所得には該当しな
いものとする。

(4) 雑所得について

以上のとおり、受講奨励金は、非課税所得には該当せず、また、給与所得又は一時所得のい
ずれにも該当しないことから、雑所得に該当するものとする（所法 35①）。

なお、職業訓練を受けるために直接に要した費用（例えば交通費等）の額は、受講奨励金に
係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるものとする（所法 35②）。